

千葉県放課後児童健全育成事業事務取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、千葉県放課後児童健全育成事業を実施するにあたり、円滑な事務処理を行うための必要な事項を定める。

(利用申込みの受付)

第2条 千葉県放課後児童健全育成事業実施要綱（以下「要綱」という。）第9条の規定による申込みは、原則として第一希望の子どもルーム（以下「ルーム」という。）が所在する区の保健福祉センターこども家庭課で受け付けるものとする。

(申込みの種類)

第3条 要綱第9条に規定する申込みの種類は次のとおりとする。

(1) 新年度一次・二次申込み

翌年度の4月1日時点において、要綱第5条第1項に規定する要件を満たす見込みのある児童を対象に実施し、申込みの受付期間は、一次申込みはおおむね11月の初日から同月の末日まで、二次申込みはおおむね12月の初日から同日の末日までとする。

(2) 随時申込み

利用開始希望日時点において、要綱第5条第1項に規定する要件を満たす見込みのある児童を対象に実施する。申込みの受付期間は、原則として利用開始を希望する月の前々月の11日（要綱第7条第1号若しくは第2号に該当する日又は土曜日に当たるときは、これらの翌日）から前月10日（要綱第7条第1号若しくは第2号に該当する日又は土曜日に当たるときは、これらの翌日）までとする。

(利用ルームの変更)

第4条 要綱第12条に規定する申込みの受付期間は、原則として利用開始を希望する月の前々月の11日（要綱第7条第1号若しくは第2号に該当する日又は土曜日に当たるときは、これらの翌日）から前月10日（要綱第7条第1号若しくは第2号に該当する日又は土曜日に当たるときは、これらの翌日）までとする。ただし、保健福祉センターこども家庭課の長が緊急と認めた場合はこの限りでない。

(障害のある児童への対応)

第5条 要綱第10条に基づき承認した児童に障害があると認められる場合は、「千葉県子どもルームにおける心身に障害のある児童等の利用に係る事務取扱要領」に基づき、必要な手続きをとるものとする。

なお、医療的ケアが必要な児童の受入については別に定める。

(利用審査の手順)

第6条 保健福祉センターこども家庭課の長は、要綱第10条に規定する利用の承認又は不承認を決定する場合は、次の各号に規定する手順に従い審査するものとする。

(1) 受入れ可能人数について

ルームの利用を承認する児童の上限（以下「受入れ可能人数」という。）は、別に定める。

(2) 対象児童の審査

要綱第5条第1項に規定する要件を満たす見込みのある対象児童か否かを申込書及び添付された必要書類で確認する。ただし、要綱第13条第1項各号の一に該当する児童及び必要書類に不足があり、毎年別途定める期日までに提出がない児童については、利用不承認とする。

(3) 承認児童の選考

ア 受入れ可能人数を超える申込みがあった場合には、次の(ア)から(エ)に掲げる順に選考を行い、承認児童を決定する。

(ア) 第1学年から第3学年及び第4学年から第6学年の心身に障害のある児童について、別表第1に基づき評定し、合計点数の高い者から順に承認するものとする。ただし、既存のルームだけでは児童の受入れが困難な地域において、高ルームを設置してもなお受入れ可能人数を超える申込みがあった場合には、まず第1学年から第2学年及び第3学年から第6学年の心身に障害のある児童について、合計点数の高い者から順に承認し、なお受入れ可能人数に余裕がある場合には、第3学年の児童について、合計点数の高い者から順に承認するものとする。

(イ) 同号ア(ア)に規定する児童を全員承認してもなお、受入れ可能人数に余裕がある場合には、第4学年の児童について、別表第1に基づき評定し、合計点数の高い者から順に承認するものとする。

(ウ) 同号ア(ア)及び(イ)に規定する児童を全員承認してもなお、受入れ可能人数に余裕がある場合には、第5学年の児童について、別表第1に基づき評定し、合計点数の高い者から順に承認するものとする。

(エ) 同号ア(ア)、(イ)及び(ウ)に規定する児童を全員承認してもなお、受入れ可能人数に余裕がある場合には、第6学年の児童について、別表第1に基づき評定し、合計点数の高い者から順に承認するものとする。

イ 同号アにおいて、合計点数が同点の場合は、次の(ア)から(イ)に掲げる順に承認児童を決定する。

(ア) 同点の世帯における保護者の平均的帰宅時間を比較し、平均的帰宅時間の遅い世帯の児童から優先して承認する。なお、比較対象となる保護者は、平均的帰宅時間の早い者とする。

(イ) 同点の世帯における保護者の平均的就労時間を比較し、平均的就労時間の長い世帯の児童から優先して承認する。なお、比較対象となる保護者は、平均的就労時間の短い者とする。

(ウ) 保護者が単身赴任等をしている世帯の児童を優先して承認する。

(エ) 第3条第1項第1号に規定する一次申込みをした世帯の児童、第3条第1項第1号に規定する二次申込みをした世帯の児童、第3条第1項第2号に規定する随時申込みをした世帯の児童の順に優先して承認する。

ウ 選考において配慮を要する児童

(ア) 障害のある児童は別表第2に基づき、その障害の程度に応じて加点するなど、配慮をしなければならない。

(イ) 虐待等児童福祉の観点から、必要性及び緊急性が高いと判断される児童及び災害により必要性及び緊急度が高いと判断される児童は配慮をしなければならない。

(4) 待機児童

前項の規定により利用不承認となった児童については、待機児童とし、当該ルームに空きが生じた場合には、当該月の利用申込みと併せて審査し、利用の決定を行うものとする。

(利用承認期間)

第7条 要綱第10条に規定する利用承認の期間は、原則として年度末までとする。ただし、次の場合は、この期間内において別に利用承認期間を設けるものとする。

(1) 出産（出産予定月を中心に前後2か月の計5か月以内）

出産前後を通じて分娩休養のため保育できない状態にある者。

(2) 就労予定（3か月以内）

生計を維持する目的をもって、現に求職中のため日中外出の状況にある者。

2 前項の規定により年度末まで利用承認をした後、当該保護者が前項第1号又は第2号の事由に該当することとなったときは、当該各号に定める範囲内で、利用承認期間を変更することができるものとする。

3 第1項但し書きの規定により別に利用承認期間を設けて利用承認をした後、当該保護者から必要書類の提出があった場合には、利用承認期間を年度末までに変更することができるものとする。

4 前2項の規定により利用承認期間を変更したときは、千葉市放課後児童健全育成事業利用承認期間変更通知書（様式第1号）により通知するものとする。

(利用の休止)

第8条 利用の休止は月単位とし、年度内において最長2か月間まで認めることとする。

(利用料の変更等)

第9条 世帯構成の変更等により、要綱別表第2に掲げる児童の属する世帯の区分を変更するときは、千葉市放課後児童健全育成事業利用料変更申請書（様式第2号）に必要な書類を添付し、速やかに提出しなければならない。

2 市長は前項の規定による申請があったときは、速やかに審査の上、千葉市放課後児童健全育成事業利用料変更決定・却下通知書（様式第3号、又は様式第4号）により通知するものとする。

3 第1項の申請にかかる利用料の変更は、原則として申請があった月の翌月から行うものとする。ただし、世帯の区分が生活保護世帯に変更となる場合は、申請があった月から利用料の変更を行うものとする。

附 則

この要領は平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要領は平成15年9月1日から施行する。

附 則

この要領は平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は平成23年11月1日から施行する。ただし、第6条、第7条及び受入基準点数表（別表第1）の規定は、平成24年4月1日以後の入所の申込みに係る選考及び承認について適用し、同日前までの選考及び承認については、なお従前の例による。

附 則

この要領は平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は平成24年11月1日から施行する。ただし、第8条、第9条及び受入基準点数表（別表第1）の規定は、平成25年4月1日以後の入所の申込みに係る選考及び承認について適用し、同日前までの選考及び承認については、なお従前の例による。

附 則

この要領は平成26年11月1日から施行する。ただし、第3条、第4条及び第6条の規定は、平成27年4月1日以後の入所の申込みに係る選考及び承認について適用し、同日前までの選考及び承認については、なお従前の例による。

附 則

この要領は平成27年11月1日から施行する。ただし、第3条、第5条及び第6条の規定は、平成28年4月1日以後の入所の申込みに係る選考及び承認について適用し、同日前までの選考及び承認については、なお従前の例による。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は平成28年11月1日から施行する。ただし、第3条及び第6条の規定は、平成29年4月1日以後の入所の申込みに係る選考及び承認について適用し、同日前までの選考及び承認については、なお従前の例による。

別表第1

受け入れ基準点数表

(1) 利用世帯の事情による基準(基準点数表)

点数	母の状況		19					16					14					12					10					8					6					18					15					10					8					6					11					8					4					10					2				
	父の状況	母なし	居宅外(自営業含む)					居宅内(自営業含む)					疾病・負傷・障害					入院	身体1・2級・療育A・精神1級					身体3級・精神2級・療育B-1					身体4級・精神3級・療育B-2・通院					療養					看護・介護等	産前産後					育児休暇					学生・職業訓練					求職中																																
			週5日以上	週4日	週3日	週2日	週1日	週5日以上	週4日	週3日	週2日	週1日・内職	身体1・2級・療育A・精神1級	身体3級・精神2級・療育B-1	身体4級・精神3級・療育B-2・通院	療養	週5日以上		週4日	週3日	週2日	週1日・内職	身体1・2級・療育A・精神1級	身体3級・精神2級・療育B-1	身体4級・精神3級・療育B-2・通院	療養	週5日以上	週4日	週3日	週2日	週1日・内職	身体1・2級・療育A・精神1級	身体3級・精神2級・療育B-1	身体4級・精神3級・療育B-2・通院	療養	週5日以上	週4日	週3日		週2日	週1日・内職	身体1・2級・療育A・精神1級	身体3級・精神2級・療育B-1	身体4級・精神3級・療育B-2・通院	療養																																										
19	父なし	38	35	33	31	29	27	33	31	29	27	25	37	34	29	27	25	30	27	23	29	21																																																																	
16	居宅外(自営業含む)	週5日以上	35	32	30	28	26	24	30	28	26	24	22	34	31	26	24	22	27	24	20	26	18																																																																
14		週4日	33	30	28	26	24	22	28	26	24	22	20	32	29	24	22	20	25	22	18	24	16																																																																
12		週3日	31	28	26	24	22	20	26	24	22	20	18	30	27	22	20	18	23	20	16	22	14																																																																
10		週2日	29	26	24	22	20	18	24	22	20	18	16	28	25	20	18	16	21	18	14	20	12																																																																
8		週1日	27	24	22	20	18	16	22	20	18	16	14	26	23	18	16	14	19	16	12	18	10																																																																
14	居宅内(自営業含む)	週5日以上	33	30	28	26	24	22	28	26	24	22	20	32	29	24	22	20	25	22	18	24	16																																																																
12		週4日	31	28	26	24	22	20	26	24	22	20	18	30	27	22	20	18	23	20	16	22	14																																																																
10		週3日	29	26	24	22	20	18	24	22	20	18	16	28	25	20	18	16	21	18	14	20	12																																																																
8		週2日	27	24	22	20	18	16	22	20	18	16	14	26	23	18	16	14	19	16	12	18	10																																																																
6		週1日・内職	25	22	20	18	16	14	20	18	16	14	12	24	21	16	14	12	17	14	10	16	8																																																																
18	疾病・負傷・障害	入院	37	34	32	30	28	26	32	30	28	26	24	36	33	28	26	24	29	26	22	28	20																																																																
15		身体1・2級・療育A・精神1級・病臥	34	31	29	27	25	23	29	27	25	23	21	33	30	25	23	21	26	23	19	25	17																																																																
10		身体3級・精神2級・療育B-1	29	26	24	22	20	18	24	22	20	18	16	28	25	20	18	16	21	18	14	20	12																																																																
8		身体4級・精神3級・療育B-2・通院	27	24	22	20	18	16	22	20	18	16	14	26	23	18	16	14	19	16	12	18	10																																																																
6		療養	25	22	20	18	16	14	20	18	16	14	12	24	21	16	14	12	17	14	10	16	8																																																																
11	看護・介護等	30	27	25	23	21	19	25	23	21	19	17	29	26	21	19	17	22	19	15	21	13																																																																	
8	産前産後休暇	27	24	22	20	18	16	22	20	18	16	14	26	23	18	16	14	19	16	12	18	10																																																																	
4	育児休暇	23	20	18	16	14	12	18	16	14	12	10	22	19	14	12	10	15	12	8	14	6																																																																	
10	学生・職業訓練	29	26	24	22	20	18	24	22	20	18	16	28	25	20	18	16	21	18	14	20	12																																																																	
2	求職中	21	18	16	14	12	10	16	14	12	10	8	20	17	12	10	8	13	10	6	12	4																																																																	

※ 災害及び児童福祉の観点から必要性が高いと判断される場合は、その状況に応じて審査する。

(2) 加点要素

i) 学年による加点

学年	点数
1	5点
2	3点

ii) 児童の状態による加点

加点要素	点数
千葉市小児慢性特定疾患の認定あり	1点

(3) 減点要素

減点要素	点数
同居の保護者相当者(祖父母等)有り	-4点
保護者が15:00以前に帰宅	-6点
保護者が15:01~15:30に帰宅	-5点
保護者が15:31~16:00に帰宅	-3点

(4) 書類不備

- i) 利用要件を証明する書類の場合 利用不承認
- ii) 加点要素を証明する書類の場合 加点しない

別表第2

障害児加点

障害者加点	手帳の種類	身体障害者手帳	
	療育手帳	内部機能障害以外	内部機能障害
4点	○A Aの1、Aの2	1・2級	
3点	Bの1	3級	1級
2点	Bの2	4級	3級
1点	医療機関が作成した診断書等の提出がある場合(診断名:広汎性発達障害(自閉症、アスペルガー含む)、学習障害(LD)、注意欠陥多動性障害(ADHD)、ダウン症、軽度知的障害(軽度精神発達遅滞)に限る)		

様式第1号

平成 年 月 日

様

千葉市長

千葉市放課後児童健全育成事業利用承認期間変更通知書

平成 年 月 日付けで承認した子どもルームの利用について、下記のとおり承認期間を変更しましたので、通知します。

児 童 氏 名	
子どもルーム名	子どもルーム
変更後利用承認期間	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで
変 更 理 由	

(注)

(問い合わせ先)

様式第2号

千葉市放課後児童健全育成事業利用料変更申請書

平成 年 月 日

(あて先) 千葉市長

(保護者) 住所 千葉市 区

氏名

連絡先電話番号 — —

連絡先電子メールアドレス

@

子どもルーム利用料について、下記のとおり変更したいので必要書類を添えて申請します。

記

児童氏名	
子どもルーム名	子どもルーム
現在の利用世帯区分 (該当する番号に○をして下さい)	1. 生活保護法による被保護世帯 2. 平成 年度分の市町村民税非課税世帯 3. 平成 年度分の市町村民税所得割課税額 4. 上記以外の世帯
変更を希望する利用世帯区分 (該当する番号に○をして下さい)	1. 生活保護法による被保護世帯 2. 平成 年度分の市町村民税非課税世帯 3. 平成 年度分の市町村民税所得割課税額 4. 上記以外の世帯
変更理由	

様式第3号

平成 年 月 日

様

千葉市長

千葉市放課後児童健全育成事業利用料変更決定通知書

平成 年 月 日付けで申請のありました千葉市放課後児童健全育成事業利用料変更について、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

児 童 氏 名	
子どもルーム名	子どもルーム
利 用 料	月額 円
期 間	平成 年 月 ～ 平成 年 月まで
備 考	

様式第4号

平成 年 月 日

様

千葉市長

千葉市放課後児童健全育成事業利用料変更却下通知書

平成 年 月 日付けで申請のありました千葉市放課後児童健全育成事業利用料変更について、下記のとおり却下しましたので通知します。

記

児童氏名	
子どもルーム名	子どもルーム
却下の理由	

子どもルームにおける医療的ケアが必要な児童の入所の取扱いについて

医療的ケアが必要な児童の入所の判定及び入所後の対応等について、次のとおり取扱うものとする。

(医療的ケアの定義)

- 1 本取扱いにおいて「医療的ケア」とは、治療を目的とするものではなく、疾病に伴い日常的な生命の維持、健康状態の維持・改善のために必要な医療的な行為であり、医師の指示の下で保護者が家庭で行っているケア（経管栄養・導尿等）と定義する。

(受入にあたっての基本的な考え方)

- 2 常時、医療的ケアや見守りが必要であったり、子どもルーム滞在時に重篤な状況に陥る可能性が高い児童の受入は行わない。
(たん吸引やけいれん発作等の可能性が高い場合等を想定)

(受入基準)

- 3 医療的ケアが必要な児童の受入については、下記のいずれかに該当する場合で、主治医が当該児童について、子どもルームに入所することに支障がないと認めるとともに、市が委託する医師の判定においても、入所することに支障がないと判断された場合に入所を承認するものとする。(市が委託する医師による判定は、保護者の就労状況等を勘案し受入基準を満たした児童に対し実施する)

なお、入所後であっても下記のいずれにも該当しなくなった場合には、入所の承認を取消すものとする。

- ① 児童が自ら医療的ケアを行う場合（この場合、市が委託する医師による判定を省略することができるものとする）。
- ② 保護者が子どもルームの近隣（徒歩により10分程度で安全に行ける場所とする）に、子どもルーム滞在時に児童の受入が可能な医療的ケアを行う医療機関を確保した場合。
- ③ 保護者が子どもルームに看護師等の有資格者を派遣し、医療的ケアを行う場合。
- ④ 保護者が子どもルームに来所して、医療的ケアを行う場合。
(②～④は導尿等の一時的な短時間のケアを想定)

(医師による判定)

- 4 3に規定する市が委託する医師は、当該児童の観察や主治医が作成する診断書、保護者からの意見聴取等により入所の適否を判断し、市に報告するものとする。

なお、適否については、他の児童との偶発的な身体的接触で、ただちに生命の危険が生じる可能性のある疾病である場合（身体に医療器具を装着し、突発的な事故等により器具が外れる恐れのある場合等を含む）は、子どもルームという施設の特性を考慮し、判断するものとする。

(市の対応等)

5 医療的ケアが必要な児童の入所が決定した場合、市及び市から子どもルーム事業の運営を受託した事業者は、下記について特段の配慮を行うものとする。

- ① 当該子どもルームの職員には、保育士等の資格を有する者を積極的に配置する。また、3②に該当する場合は、必要に応じて補助職員を配置するものとする。
- ② 医療的ケアにプライバシー保持の必要性がある場合等は、必要に応じて施設の改修等を行う。

(保護者の対応等)

6 医療的ケアが必要な児童の子どもルーム利用申込等にあたり、保護者は次に掲げる事項について対応するものとする。

- ① 保護者は主治医が作成する診断書を市に提出するものとする。
なお、診断書には特記事項として、子どもルームの入所に関する主治医の所見を記載してもらうこと。
- ② 医療的ケアの内容に変更が生じた時には、速やかに市に報告すること。
- ③ 主治医若しくは雇い付けの医師の連絡先を市に届け出ること。
- ④ 子どもルームを利用する日は、児童の健康状態について連絡帳に記載し子どもルームの職員に提出すること。

(入所後の対応)

7 自ら医療的ケアができない児童については、3に規定する医療的ケアの対応を取れない日の登所は認めないものとする。

ただし、以下の臨時的な医療的ケアの対応が可能な場合は事前の申し出により登所を認める。

通常の医療的ケア方法	臨時的な医療的ケア方法
3-② 保護者が子どもルームの近隣（徒歩により10分程度で安全に行ける場所とする）に、児童が子どもルーム滞在時に受入可能な医療的ケアを行う医療施設を確保した場合。	3-③ 保護者が子どもルームに看護師等の有資格者を派遣し、医療的ケアを行う場合。 3-④ 保護者が子どもルームに来所して、医療的ケアを行う場合。
3-③ 保護者が子どもルームに看護師等の有資格者を派遣し、医療的ケアを行う場合。	3-④ 保護者が子どもルームに来所して、医療的ケアを行う場合。
3-④ 保護者が子どもルームに来所して、医療的ケアを行う場合。	3-③ 保護者が子どもルームに看護師等の有資格者を派遣し、医療的ケアを行う場合。